



「日本キリスト教会憲法」改正案 解説 (2)

—「教会」とはなにか—

秦 利 器

第1条 (教会)

1. 日本キリスト教会は、一つの聖なる公同の教会に属し、長老制をとる一団の教会であり、個々の教会および伝道所からなる。
2. 教会は、小会を組織する日本キリスト教会会員の集団であって、信仰の告白ならびに憲法・規則にもとづき、中会によって教会として建設される。
3. 伝道所は、まだ小会を組織するに至らない集団であって、信仰の告白ならびに憲法・規則にもとづき、中会によって開設され、その権能は中会が行使する。
4. 教会および伝道所は、主の日ごとに礼拝を行い、神の主権を明らかにし、神の福音を宣べ伝え、聖礼典を行い、キリストにある交わりを厚くし、互いの信仰を堅くする。

長老制の教会

日本キリスト教会がどのような教会であるのかを先ず第1項で規定しています。前文を受けて、日本キリスト教会が「公同の教会」に属する一つの教会であるということです。新たに、政治形態として「長老制」をとることをはっきり示しました。

教会と伝道所

もとの「憲法・規則」が制定された時には、教会と伝道教会の二種類で出発しました。伝道所については、ずっと後になってから、「伝道所規定」が定められましたが、今回、「憲法・規則」で「伝道所」をはっきり位置づけました。日本キリスト教会は、個々の教会と伝道所からなります。教会は、中会によって建設、伝道所は中会によって開設されるという言葉の違いはありますが、大切な点は、小会を組織できるかどうかという点にあります。(第2項、第3項)。

これまでには、教会と伝道所の間に伝道教会が位置づけられていました。もともとは、ミッションの援助のもとにあったものを伝道教会と読んでいましたが、日本基督教会が誕生した時、教会以外の群れをすべて伝道教会としたのでした。この制度は、教会を目指す一つの段階として、教会的な意味はあったと思いますが、そこには、独立教会優先意識がなかったとは言えないでしょう。また、教会政治の面で、伝道教会は、教会であって教会で

ないというような曖昧な点があり、中大会での議席(伝道教会委員の議席の制限)、牧師の招聘、戒規の執行などの点で、いろいろな不都合がありました。そこで、この度の改正ではこの制度を廃止しました。

これによって、伝道教会の多くが伝道所にならざるを得ないので、という懸念がありますが、移行措置として、10年の猶予期間を設けています。かつて、外国ミッションからの独立を目指して、独立出来なければ解散するとの覚悟で、大きく成長した例があります(栃木教会など)。教会建設の条件には、規則で定めることになりますが、あまり厳密に考えずに、中会の配慮の上で、流動的に考えたら良いと思います。

大きな群れも小さな群れも

日本基督教会は、伝統的に自主独立を重んじてきました。独立教会でなければ教会ではないといった風潮があります。しかし、会員数や経済力が教会をつくるのではありません。経済的な独立を強調し過ぎるのは良くないことでしょう。また、個々の教会が、中会とその業のために仕えるという時、経済面とは限りません。大きな群れも小さな群れも、中会として一つであるという意識を持つことが大切でしょう。

伝道所には伝道所の存在意味があります。必ずしも教会を目指さなくとも、中会の責任のもとで、伝道していく、そういう小さな群れを大切にしていかなければなりません。教会は、一人も会員のいないところにも伝道しなければなりません。各中会の伝道局はそのことに取り組んでいるはずです。今後、日本キリスト教会の伝道と教会形成が、中会を軸に前進していくことを願わざにはおれません。

これまでには、伝道所・伝道教会に遣わされている教師は、「宣教教師」と呼ばれていました。これは、規則で規定していることですが、すべて「牧師」と呼ぶことになります。教会の場合は、教会が招聘する牧師、伝道所の場合は、中会が派遣する牧師ということになります。牧師の務めは同等です。

しかし、長老主義教会は会議によってことを決します。それゆえ、小会を組織出来ない場合、教会としての権能を牧師一人に持たせず、中会がその権能を行使するというわけです。(前「信仰と制度」に関する委員 苦小牧教会牧師)